

神奈川県で認定されたものづくりマイスター職種

職種番号	職種	職種番号	職種	職種番号	職種	職種番号	職種
001	造園	026	電子機器組立て	063	菓子製造	096	機械・プラント製図
006	金属熱処理	027	電気機器組立て	066	水産練製品製造	097	電気製図
008	機械加工	029	プリント配線板製造	070	建築大工	098	金属材料試験
009	放電加工	037	油圧装置調整	072	かわらぶき	099	貴金属装身具製作
012	鉄工	044	婦人子供服製造	074	左官	100	印章彫刻
013	建築板金	045	紳士服製造	078	タイル張り	101	表装
014	工場板金	046	和裁	079	畳製作	102	塗装
015	めっき	052	家具製作	080	配管	104	広告美術仕上げ
020	仕上げ	053	建具製作	081	厨房設備施工	107	電気溶接
021	切削工具研削	058	プラスチック成形	083	鉄筋施工		
022	機械検査	061	石材施工	087	内装仕上げ工		
024	機械保全	062	パン製造	088	熱絶縁施工		

平成29年4月現在

厚生労働省「ものづくりマイスター」を募集しています

◆認定要件◆

次の3つすべてに該当する高度な技能を有する方を募集します。

- ① 技能検定の特級・1級・単一等級の技能士及び同等の技能を有する方、技能五輪全国大会の成績優秀者（上位3位まで）のいずれかに該当する方
- ② 実務経験15年以上ある方
- ③ 技能の継承や後継者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある方

◆申請資格◆

次の2つの要件を満たしていることを申請資格とします。

- ① 応募時に、他者からものづくりマイスターにふさわしい方として推薦を受けられること
- ② 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること

◆申請方法◆

指定の申請用紙に必要事項を記入して、かながわ技能振興コーナーにご提出ください。

申請用紙は中央職業能力開発協会ホームページよりダウンロードいただけます。

[URL]<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/boshu/>

(中央職業能力開発協会(JAVADA)/若年技能者人材育成支援/厚生労働省ものづくりマイスターデータベース/マイスター募集/ものづくりマイスター募集要項)

※詳しくは上記ホームページ内の「厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領（申請者用）」をご覧ください。

問い合わせ先

かながわ技能振興コーナー
(神奈川県職業能力開発協会)

〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階

TEL: 045-633-5403 / FAX: 045-633-5421

E-mail: shien@kan-nokaikyo.or.jp

URL: <http://www.kanagawa-ginou.com/>

厚生労働省委託
若年技能者人材育成支援等事業

ものづくりマイスター
講師派遣します！

ものづくりマイスター制度
活用のすすめ



かながわ技能振興コーナー
(神奈川県職業能力開発協会)

神奈川県職業能力開発協会は、国や神奈川県と連携して、県内企業や団体などの従業員の職業能力の開発・向上を図るさまざまな事業を行うために職業能力開発促進法に基づいて設置された法人です。

ものづくりマイスター制度について

こんな悩みを 解決します！

【企業等の方】

- 新入社員が入ってきたので技能向上を図りたい。
- 普段使用している社内設備を用いて教育をしてほしい。
- スキルアップのために外部講師を呼びたいが予算面で難しい。
- 勤務時間外に対応出来る講師がいない。
- 社内の講習受講希望者が少ないため外部講師を呼べなかった。

【学校関係の方】

- 生徒のコンテスト等参加にあたり外部講師に指導してほしい。
- 専門的な技術を教えたいがノウハウを持ち合わせていない。
- 生徒がものづくりを身近に感じる機会を設けたい。



ものづくりマイスターを派遣します！

★制度活用のメリット

- ◆ものづくりマイスターの派遣費用や材料費は協会が負担します（上限あり）。
- ◆企業や学校のニーズに合わせた指導内容にすることができます。
- ◆外部の指導者を探す手間が省け、社内の指導者養成も可能です。
- ◆キャリア教育のための講座（職業講話等）も実施できます。
- ◆職業体験を通して、将来の仕事を考える助けになります。



ものづくりマイスターとは？

「ものづくりマイスター」は、厚生労働省から委託を受けた中央技能振興センターが認定した熟練技能者です。「ものづくりマイスター」は技能競技大会等の課題を活用し、中小企業や専門高校等で広く若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行います。原則、神奈川県内に登録されている「ものづくりマイスター」を派遣します。

★「ものづくりマイスター」認定対象職種112職種

★神奈川県内には、45職種：296名（平成29年4月現在）が認定されています。

ものづくりマイスター派遣要領

ものづくりマイスターを中小企業や専門高校に派遣する際の要領は次の通りです。

- 指導可能日数の上限は企業が20日、専門高校は10日で、指導対象は主に15歳～35歳です。
- 指導をするものづくりマイスターの謝金・交通費は協会が負担します。
- 指導にかかる材料費は、既定の支払い基準に従い、協会が負担します（上限あり）。

小・中・高等学校への派遣については、[かながわ技能振興コーナー](#)宛にご相談ください。

企業・業界団体における活用事例

◆機械加工の基礎レベル習得

依頼元：横浜市内の企業

対象者：社員2名

指導内容：旋盤、フライス盤の加工技法の基礎及び
技能検定3級レベル技能習得



◆蒲鉾づくりの基本

依頼元：西湘地区の団体

対象者：組合員12名

指導内容：安全衛生・材料の準備方法・道具の使い方
三枚おろしの仕方 等



専門高等学校における活用事例

◆はんだ付けの基礎及び課題製作

依頼元：川崎市内の工業高校

対象者：生徒4名

指導内容：電子機器のはんだ付け基礎習得及び課題製作



小・中・高等学校における活用事例

◆貴金属装身具の仕事

依頼元：湘南地区の中学校

対象者：生徒24名

内容：実演を通して貴金属装身具の仕事を学ぶこと
及びシルバーストラップ製作の体験



◆パティシエの仕事

依頼元：県央地区の小学校

対象者：生徒85名

内容：講師による講話及び実演とケーキ作り体験

